

プライバシーマーク付与申請指針

はじめに

プライバシーマーク制度は、個人情報の取扱いがJIS Q 15001「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」(以下「JIS」という。)に適合したコンプライアンス・プログラム(以下「CP」という。)を策定し個人情報の取扱いを実施している事業者を認定して、プライバシーマークと称するロゴマークを付与し、事業の推進にあたって使用を許可する制度である。

プライバシーマークの付与を受けようとする事業者は、指定機関(付与機関としてのJIPDECプライバシーマーク事務局も含む。)に所定の手続きを踏んで申請しなければならない。

プライバシーマーク付与申請から付与認定までの手続きは、以下の手順を踏んで行うことができる。

ステップ1: プライバシーマーク制度について理解する

ステップ2: 欠格事項に該当しないことを確認する

ステップ3: CPを作成する

ステップ4: プライバシーマーク付与申請に関する書類を作成する

ステップ5: プライバシーマーク付与申請をする

ステップ6: プライバシーマーク付与申請の書類審査

ステップ7: 現地調査

ステップ8: 審査結果の通知

ステップ9: プライバシーマーク使用契約の締結

ステップ10: プライバシーマーク使用許諾事業者の公表

付与申請から付与認定までの手続き(ステップ)の詳細

ステップ1: プライバシーマーク制度について理解する

JIPDECは、プライバシーマーク制度について「[プライバシーマーク制度設置及び運営要領](#)」(以下「要領」という。)を定めて、この要領に従って運用している。したがって、全ての申請を検討している事業者は、予め要領を熟読して内容を理解する必要がある。

内容についての質問は、下記に連絡すること。

プライバシーマーク事務局: (電話) 03 - 3432 - 9387

(FAX) 03 - 3432 - 9419

(mail) pm-info@privacymark.jp

ステップ2：欠格事項に該当しないことを確認する

プライバシーマーク制度においては、申請に適合しない事業者の事項(欠格事項)を要領第8条で規定している。当該事項に該当する場合は申請することができないことから、全ての申請者は欠格事項を確認する必要がある。

(要領第8条で規程している欠格事項)

- (1) 申請の日前3か月以内に...中略...プライバシーマーク付与を否とする旨の決定を受けた事業者
- (2) 申請の日前2年以内に...中略...プライバシーマーク使用契約の解除を受けた事業者
- (3) 申請の日前2年以内に個人情報の取扱いにおいて個人情報の外部への漏洩その他情報主体の利益の侵害を行った事業者
- (4) 前条の規定に適合しない事業者(申請に係る事業の拠点を本邦内に有する事業者に限り申請することができる。)

また、情報主体の同意を得ないで自らがまたは第三者が収集した個人情報について、利用・提供の同意を情報主体から得ないままに利用、販売等する事業者についても、JISに違反することから申請を受け付けない。

さらに、猥褻、中傷、憎悪、違法行為などの性質を含む活動によって、プライバシーマーク制度に弊害を及ぼすような恐れのある事業者、及びインターネットに対する信頼・信用を低下させるような活動に従事している事業者についても申請を受け付けない。

欠格事項に関して、疑問がある場合には予め指定機関に確認しておくことが望ましい。

ステップ3：CPを作成する

全ての申請者は、[JIS](#)を全て満たし、さらに申請者の事業を規定する業法等特別な規範がある場合は、その規範を全て満たすCPを策定し、並びに既に実行していることが必要である。

CPは、事業者の全従業員(部門による申請の場合には、当該部門に所属する全従業員)が、個人情報の保護を図りつつ事業活動に活用するための約束、手続き、方法、役割等を定めた実行可能なマネジメントシステムである必要から、事業者の規模、取扱う個人情報とその量、職場環境等さまざまな要素を考慮しなければならない。したがって、策定したCPに基づいて全従業員を教育訓練し(教育規程に基づいて)、個人情報の取扱いを実際に行って、不具合については改善しておくことが求められる。

CPの策定については、「[個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの作成指針](#)」を参考にすること。

また、CP策定中にJISの解釈、適用等について疑問が生じた場合には、当該指

定機関に確認しておくことが望ましい。

ステップ4：プライバシーマーク付与申請に関する書類を作成する

全ての申請者は、要領第6条の定めに従ってプライバシーマーク付与申請に必要な申請書類を記入に関する[指示](#)に従って作成する。

(要領第6条の規程による申請書類)

- (1) 所定の様式による申請書
- (2) 登記簿の謄本または抄本その他の申請者の実在を証する公的書類
- (3) 定款、寄付行為その他これらに準ずる規程類及び個人情報の取扱いに係る事業を説明する書類
- (4) 役員の名簿
- (5) コンプライアンス・プログラム文書
- (6) 個人情報の適切な保護のためのその他の関係規程等
- (7) 所定の様式による申請者が欠格事項に該当しない旨を申告する書面
- (8) その他指定機関が指示する書類または申請者が適当と認める書類

申請書(別紙(個人情報保護に係る体制の整備等を示す書類)を含む)については、電子データも併せて作成する。電子データは、必ずウイルスチェックを行った上、その旨及び作成ソフトウェア名称・版数をシールに明記すること。

ステップ5：プライバシーマーク付与申請をする

全ての申請者は、プライバシーマーク付与申請書類一式と電子データ媒体(FD、MD等)を当該指定機関に提出する。

(1) 指定機関

申請者は、JIPDECが公表している[指定機関](#)の中から、申請事業者が会員となっている機関に申請すること。複数の機関の会員となっている場合は、個人情報の取り扱いに関する業務が最も関連のある機関を選択すること。

また、会員となっている機関に該当する指定機関が無い場合は、付与機関である JIPDEC プライバシーマーク事務局(当事務局は、指定機関としての役割も担っている。以下、指定機関には当事務局も含んでいる。)に直接提出すること。

(2) 提出の方法

申請書類の提出は、郵送または当該指定機関の受付窓口へ直接持参すること。

申請書提出の方法については、指定機関によって異なる場合があるので、当該指定機関に予め確認しておくこと。

ステップ6：プライバシーマーク付与申請の書類審査

指定機関の担当者は、全ての申請書類を受領すると、申請書類の不備等が無いかどうかを確認し、所定の申請料を請求する。

不備がある場合は申請事業者に連絡することがある。

不備が無い場合、または不備が解消された場合は、申請料の納入を確認した上で、審査を開始する。書類審査に当たって、確認のため申請事業者に連絡すること、または特別に必要な書類の提出を依頼することがある。

ステップ7：現地調査

書類審査が完了すると、申請事業者に連絡して現地調査の日程を調整する。

現地調査は、CP文書に記載されている内容に従って個人情報の取扱い業務が運用されているかの確認を行うために、下記の事項について実施する。

- ・取扱っている個人情報(入手先等も含めて)と、それに対するリスク
- ・リスクに対する対策の整備状況として、設備の整備状況(保管設備・場所、入退館・室制限機構、情報システムへのアクセス制御機構、盗難防止設備等)
- ・リスクに対する対策の整備状況として、個人情報取扱い場所への入退管理状況
- ・リスクに対する対策の整備状況として、情報システムへのアクセス制御の状況
- ・リスクに対する対策の整備状況として、記録媒体の管理状況
- ・その他

事業者は、個人情報保護の管理者、教育および監査の担当者が現地調査に参加して現地調査担当者の質問および現場視察に対応しなければならない。必要に応じて業務の担当者にもヒアリングすることがある。

なお、現地調査にかかる交通費、宿泊費については、指定機関の旅費規定に基づいて算定し、審査料と合わせて後日請求することとする。

ステップ8：審査結果の通知

指定機関は、現地調査で緊急に必要と判断した改善等の指摘がある場合は、その対応について申請事業者から報告を受けるまで、次の評価を中断する。

書類審査および現地調査の結果に基づいて当該申請について付与認定の可否について評価する。

(1) “認定”と評価した場合

指定機関は当該事業者にその旨を記載した書面をもって通知する。通知には、以下の書類も同封する。

- ・プライバシーマーク使用契約書(2通)
- ・プライバシーマーク使用料請求書
- ・手続きについて

プライバシーマーク使用契約書(2通)は、今後2年間のプライバシーマーク

の通常使用权を認めた旨を明確にし、さらに事業者のプライバシーマーク使用に関する諸条件を付与機関である JIPDEC との間で確認するためのものである(このうち、1 通は JIPDEC が保管する。)

(2) “認定できない”と評価した場合

指定機関は当該事業者に対して、認定できない旨とその理由を記載した書面をもって通知する。

この通知を受けた事業者は、要領第 12 条の規程に従って、通知の日から 3 ヶ月以内であれば、認定できない理由に該当する事項について改善措置を講じた後、再審査の請求が 1 度に限りできる。この場合、申請料は免除する。

ステップ 9 : プライバシーマーク使用契約の締結

指定機関から認定の通知を受けた事業者は、所定のプライバシーマーク使用料を付与機関である JIPDEC の下記の口座に振り込む。

口座番号:みずほ銀行 新橋支店
普通 8270623

また、認定の通知に同封されているプライバシーマーク使用契約書(2 通)に事業者の名称、住所、代表者氏名を記入の上、必要個所に捺印したものを付与機関である JIPDEC プライバシーマーク事務局宛に返送する。

なお、プライバシーマークを使用できる期間(契約期間)は、認定日から 11 営業日を開始日として 2 年間である。したがって、上記の手続きが遅延した場合は、契約の開始日を過ぎても契約が締結できず、プライバシーマークを使用することができないことがある。

JIPDEC プライバシーマーク事務局は、プライバシーマーク使用料の納入を確認した上で、返送されてきたプライバシーマーク使用契約書(2 通)に捺印して、そのうちの 1 通を下記の書類とともに当該事業者に送付する。

- ・プライバシーマーク使用許諾証
- ・プライバシーマーク規定書
- ・プライバシーマーク電子データ(FD)

ステップ 10 : プライバシーマーク使用許諾事業者の公表

JIPDEC プライバシーマーク事務局は、速やかに付与認定した事業者に関する情報をプライバシーマークのホームページに掲載して周知する。

以上